

奈井江町寿公園条例

平成 16 年 1 月 27 日条例第 3 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条に基づき奈井江町が設置する寿公園について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 法 都市公園法をいう。
- （2） 都市公園条例 奈井江町都市公園条例（平成 16 年条例第 2 号）をいう。
- （3） 公園施設 法第 2 条第 2 項各号に掲げる施設をいう。
- （4） 有料施設 奈井江町が設置し、有料で使用させる公園施設をいう。
- （5） 利用料金 地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者に収受させる有料施設の利用に係る料金をいう。

（管理の代行）

第 3 条 町長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、寿公園の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- （1） 寿公園の維持及び管理
- （2） 第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可
- （3） 第 7 条第 2 項に規定する有料施設の利用許可
- （4） この条例による許可に係る利用料金の収受
- （5） 上記業務に付随する業務

（寿公園の利用の禁止等）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる場合においては、寿公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域又は公園施設の全部若しくは一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 寿公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
- (2) 寿公園施設の破損その他の事由により利用が危険であると認められる場合
- (3) 前各号以外の場合において寿公園の管理上必要がある場合

(行為の禁止)

第5条 何人も寿公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は都市公園条例第6条第1項本文、第2項本文若しくは都市公園条例第7条第2項の規定に基づき町長の許可を得たものについては、この限りでない。

- (1) 寿公園を損傷し、または汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (8) 寿公園をその用途外に使用すること。
- (9) 前各号のほか、寿公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(行為の制限)

第6条 寿公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項の規定に基づき町長の許可を得たものについては、この限りでない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。
- (5) 前各号のほか、町長が寿公園の管理上特に必要があると認めてあらかじめ告示して禁止する行為

2 前項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、その許可

を受けなければならない。ただし、その変更が軽易なものであるときは、この限りでない。

- 3 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、前2項の許可をすることができる。
- 4 指定管理者は、第1項又は第2項の許可に、寿公園の管理のために必要な範囲内で条件を付けることができる。

（有料施設）

第7条 有料施設は、別表第1のとおりとする。

- 2 有料施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 3 有料施設の供用期間及び開場時間は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、供用期間及び開場時間を変更することができる。
- 4 有料施設を利用しようとする者は、当該有料施設の利用に必要な運動用具その他の器具を持参しなければならない。ただし、当該有料施設に備えてある器具及び別に定めのある器具にあつては、この限りでない。

（有料施設の利用の制限）

第8条 次の各号の一に該当する者に対しては、有料施設の利用を許可しない。

- (1) でい酔者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物を携帯する者
 - (3) 当該有料施設を利用することが、その者にとって危険であると認められる者
 - (4) その他指定管理者が当該有料施設の利用を不適切と認めた者
- 2 前項の規定は、有料施設の一部又は全部を占用して利用する者のその利用目的に従って入場し、又は参集する者について準用する。

（許可の失効）

第9条 次の各号の一に該当するときは、この条例による指定管理者の許可は、その効力を失う。

- (1) 許可を受けた者が死亡し、又は所在不明となり、その承継人がいないとき。
- (2) 法人が解散したとき。

(利用料金)

第 10 条 町長は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、第 6 条第 1 項又は第 2 項若しくは第 7 条第 2 項による許可に係る利用料金を、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表第 3 の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 寿公園を利用する者は、第 2 項の規定により指定管理者が定める利用料金（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。）を前納しなければならない。ただし、官公署又は学校等で利用料金を前納できないときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第 11 条 指定管理者は、奈井江町公の施設等の使用料減免条例（平成 15 年条例第 19 号）の例により、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(利用料金の返還)

第 12 条 既に納付した利用料金は、返還しない。ただし、不可抗力により利用できなかった場合又は指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(監督処分)

第 13 条 指定管理者は、次の各号の一に該当するものに対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、または行為の中止、原状回復若しくは寿公園よりの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 指定管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置

を命ずることができる。

- (1) 寿公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 寿公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 寿公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(過料)

第 14 条 次の各号の一の該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 5 条の規定に違反して同条に掲げる行為をした者
- (2) 第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

第 15 条 詐欺その他不正な行為により利用料金の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

第 16 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料に処する。

(規則への委任)

第 17 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 22 日条例第 7 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 19 日条例第 26 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 7 条第 1 項関係）

有料施設の名称
多目的広場（サッカー場兼ソフトボール場）
多目的広場（芝サッカー場）
パークゴルフ場

別表第 2（第 7 条第 3 項関係）

（１） 有料施設の供用期間

施設名	供用期間	備考
多目的広場（サッカー場兼ソフトボール場） 多目的広場（芝サッカー場）	5 月 1 日から 10 月 31 日まで	
パークゴルフ場	5 月 1 日から 11 月 15 日まで	毎週月曜日は休みとし、月曜日が祝日の場合は、翌日を休みとする。

（２） 有料施設の開場時間

施設名	開場時間
多目的広場（サッカー場兼ソフトボール場） 多目的広場（芝サッカー場）	午前 9 時から午後 9 時まで
パークゴルフ場	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

別表第 3（第 10 条第 2 項関係）

（１） 第 6 条第 1 項各号に掲げる行為をして利用する者の納付すべき利用料金

行為	単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為	1 平方メートル 1 日につき	52 円

業として行う写真又は映画の撮影	1 月につき	1,050 円
	1 日につき	105 円
興業を行う場合	1 平方メートル 1 日につき	52 円
競技会、展示会その他これらに類する催し	1 平方メートル 1 日につき	52 円

(2) 有料施設の利用料金以外の利用料金の端数計算

ア 前号の利用料金を算出する場合において、利用料金の額を算出する基礎となる面積が 1 平方メートル未満のとき、又はその面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、その面積又は端数面積を 1 平方メートルとして計算する。

イ 前号の利用料金を算出する場合において、利用料金の額を算出する基礎となる期間が 1 か月未満のとき、又はその期間に 1 か月未満の端数があるときは、その期間又は端数期間は、1 か月を 30 日とみなして日割をもって計算する。

(3) 有料施設の利用料金

ア 利用料金の基本額

施設名	金額	備考
多目的広場(サッカー場兼ソフトボール場)	1 時間につき 400 円	町民以外の者が利用する場合は、50 パーセント割増とする。
多目的広場 (芝サッカー場)	1 時間につき 1,930 円	
パークゴルフ場	1 日につき 小・中・高校生 60 円 一般 200 円	

イ 付属設備等を利用する場合の利用料金の額

種別	単位	金額
屋外照明設備	30 分につき	210 円
パークゴルフ用具	1 セット	100 円

ウ 利用者が施設を使用する場合において、イに定める場合に該当するときの当該施設の利用料金の額は、アに定める施設の利用料金の額に、イに定める当該施設又は付属設備等の利用料金の額を加えた額とする。